

男女共同参画職場づくり事業Q & A（令和7年度）

秋田県あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課

◎提出書類等について

Q 1 提出する書類は何ですか。

A 1 次のとおりです。

①男女共同参画職場づくり調査票（様式第1号）

②男女共同参画職場づくり取組報告書（様式第2号）

③重点対象項目の確認関係書類

⇒「令和7年度 男女共同参画職場づくり事業の手引き」の「10 添付書類」を参照してください。

④その他報告書、調査票の内容を補完する書類

Q 2 提出期限はありますか。

A 2 令和8年1月30日（金）午後5時までに、次世代・女性活躍支援課へ提出してください。郵送の場合は、同日の消印があるものまで受け付けます。

提出書類の記載の不備や添付書類の不足がある場合は、提出期限に間に合わなかったものとして取り扱う場合がありますので御注意ください。

Q 3 建設工事入札参加資格審査の申請先である地域振興局に提出してもよいでしょうか。

A 3 次世代・女性活躍支援課へ、直接提出してください。

（提出先等）〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

電話：018-860-1555 FAX：018-860-3895

電子メールアドレス：persons@pref.akita.lg.jp

（提出方法）持参又は郵送

Q 4 建設工事と物品供給等の両方の入札参加資格審査の申請を予定していますが、本件事業の申請書類等を2部提出する必要がありますか。

A 4 1部の提出で差し支えありません。その場合は、「男女共同参画職場づくり取組報告書」（様式第2号）の「業種」欄は、建設工事と物品供給等の2箇所には○印を記入してください。

Q 5 書類を電子メールで提出してもよいでしょうか。

A 5 サイズの大きい電子ファイルが添付されている場合に受信に不具合が生じ、提出されたことを確認できないことがありますので、電子メールでの提出は控えてください。

◎調査票（様式第1号）の記入、添付書類について

Q 6 県外の物品供給等に係る事業者ですが、「男女共同参画職場づくり調査票」には秋田県内の営業所の状況を記入すればよいのでしょうか。

A 6 秋田県内の営業所の有無にかかわらず、本社・支店等全ての営業所の状況について記入してください。

重点対象事項1及び2 各法に基づく一般事業主行動計画の策定

Q 7 「一体型」で行動計画を策定している場合は、重点対象事項の1又は2のどちらの欄に記入すればよいのでしょうか。

A 7 次世代法、女性活躍推進法の双方に基づく行動計画として捉えられますので、重点対象事項1、2の双方の欄に届出日及び計画期間を同様に記入してください。

Q 8 計画期間の終期が令和9年4月30日以降の行動計画と、かなり先の日を指定して要件を定めているのはなぜですか。

A 8 今年度の認定によって付与される評点が反映される建設工事入札参加資格の有効期間の末日まで、行動計画に定める目標の達成に向けて継続して取組を推進していただくよう、同日に合わせて計画期間の終期の要件を定めているものです。

Q 9 現在策定している行動計画の計画期間が要件として定められている日より前に終了してしましますが、重点対象項目に適合させるための方法がありますか。

A 9 現行の行動計画の目標及びそれに対する取組内容・進捗状況を検証した上で、①目標を維持し、又は変更して計画期間を延長する、②現行行動計画を終了させ、目標を変更し、又は追加した新たな行動計画を策定するなどにより、新たに定められた計画期間が要件を充たせば、重点対象項目に該当すると認められます。

Q 10 様式の「届出日」欄には、策定・変更届に記載した日付と、労働局の受付印の日付のどちらを記入するのでしょうか。

A 10 どちらの日付を記入しても差し支えありません。策定・変更届を複数回行っている場合は、最新の届出について記入してください。

重点対象事項3 ①女性の登用実績

Q 11 女性の役職者数（係長相当職以上）が、調査票提出日の属する事業年度は1人、それ以前は登用なし（ゼロ）の場合は、10%以上増加に該当しますか。

A 11 該当者が1人から2人に増加した場合と同等に、この場合も女性の登用に取り組んでいるものと認められることから、該当することになります。

（登用なしからの登用の場合は、調査票の増加率欄には「皆増」と記入してください。）

重点対象事項3 ②男性の育児休業実績

Q 1 2 5日間の出生時育児休業を取得した後、数か月の期間を空けて1週間の育児休業を取得した場合は、10日以上育児休業の取得に該当しますか。

A 1 2 出生時育児休業と育児休業を合算した取得期間が10日以上ですので、該当することになります。この場合の休業期間の始期は、出生時育児休業の初日になります。

重点対象事項3 ③仕事と家庭の両立に資する制度等

Q 1 3 確認書類としての就業規則等について、労働基準監督署への届出時期や規定の適用時期に何らかの制約はありますか。また、提出に当たり注意する点はありますか。

A 1 3 届出等の時期にかかわらず、調査票提出日において適用されている就業規則等が対象となります。写しは、事業者名が表示されており、労働基準監督署の受領印があるページを含めて提出してください。

Q 1 4 重点対象項目に該当する制度は育児・介護休業規程で定めていますが、その関係条項部分の写しだけを提出すればよいのでしょうか。

A 1 4 事業者名、規程等の名称、適用日等を確認するため、それらが表示された表紙・表題ページから適用日が表示された附則ページまでの全体を提出してください。

なお、育児・介護休業規程で各制度を規定している場合は、就業規則の写しの提出は必要ありません。

Q 1 5 イの育児休業対象の子の年齢に関する1項について、父母の一方が取得する場合は1歳以上、父母が共に取得する場合は1歳2か月以上と、双方の場合とも育児・介護休業法の内容を上回る必要がありますか。

A 1 5 いずれも育児・介護休業法で規定する年齢を上回ることが必要です。その上で、一定の場合の2歳以上の要件も満たしていれば、1項に該当することになります。

Q 1 6 ウの育児をする従業員のための措置で、1項と2項～7項で対象とする従業員の範囲が異なるのはなぜですか。

A 1 6 令和7年4月改正の育児・介護休業法は、1項は小学校就学前の子を養育する労働者を対象とした措置、2項～7項は3歳未満の子を養育する労働者を対象とした措置として規定しており、この事業では、それぞれ法律の内容を上回る制度・措置を導入している場合にこれら各項に該当すると認めるものです。

Q 1 7 ウの育児をする従業員のための措置に関する6項について、保育施設と個別に契約している場合は、「事業所内の保育施設の設置運営」に含まれますか。

A 1 7 含まれます。

Q 1 8 エの子の看護等休暇について、養育する子が1人の場合は6日以上、2人以上の場合は11日以上と、双方の場合とも育児・介護休業法の内容を上回る必要がありますか。

A 1 8 いずれか一方が育児・介護休業法で規定する日数を上回れば該当となります。

例えば、一律10日を限度とするのであれば、子が1人の場合の法定日数5日を上回るので該当することになります。一方、一律9日では、子が1人の場合の法定日数を上回るものの、2人以上の場合の法定日数10日を充たさない法令違反状態ですので、これでは法の内容を上回るとは言えず、該当しないことになります。

なお、カの介護休暇についても同様に扱います。

Q 1 9 エの子の看護等休暇について、取得可能な日数は法定日数を上回っていますが、対象者を小学校就学前の子を養育する従業員とした規定のままです。該当しますか。

A 1 9 令和7年4月改正の育児・介護休業法は労働者が養育する子の範囲を小学校3学年修了まで引き上げており、従前のままでは法令違反となります。関係規定を速やかに改正し、その後に申請をしてください。

重点対象事項3 ④職場環境づくりの方針

Q 2 0 5、6年前に定めた女性の活躍推進に関する企業方針を現在も有効なものと考えて、そのまま事務所に掲示して従業員に示していますが、今年度の認定を受けるに当たってその方針を変更したり、新たな方針を定めたりする必要がありますか。

A 2 0 方針そのものを頻繁に変更する必要はありませんが、かつて示した方針が現在も有効であり、それに基づいて引き続き取り組んでいく旨の経営者の意思、考え方を全従業員に重ねて周知し、又は確認してもらうための直近の具体的な取組が必要となります。

例えば、定例全体会議の議題として取り上げて伝達する、定期的に全従業員に回覧・メールして再周知を図る、掲示物に改めて周知する旨の文言を添えて更新するなど、前事業年度以降にこのような取組が行われていればこの項目に該当すると認められます。

Q 2 1 女性の活躍推進に関する企業方針を事務所に掲示しており、その写真を添付する予定ですが、留意すべき点がありますか。

A 2 1 掲示している内容及び掲示場所・状況を確認できる写真を提出していただきます。

そのため、掲示物の内容が読み取れる近景の写真と、掲示場所・掲示状況（従業員が日常的に目にすることができる場所であること）が分かる遠景の写真を組み合わせて提出してください。また、余白に掲示場所の部屋名等を記載してください。

加えて、掲示物を印刷できる場合は、印刷したものも併せて提出してください。

◎その他

Q 2 2 認定の通知書（認定書）の写しを入札参加資格審査の申請先に提出する必要はありますか。

A 2 2 建設工事に係る事業者にあつては、提出不要です。（年度中の認定結果に基づき、付与された評点を入札参加資格審査所管課において一斉に加算）

物品供給等に係る事業者にあつては、入札参加資格審査申請（新規・継続）の際に認定書の写しを申請先（総務事務センター）に提出し、付与された評点があることを示してください。

Q 2 3 認定の結果に有効期限はありますか。

A 2 3 建設工事に係る事業者については、認定の結果付与された評点が令和8年度適用建設工事入札参加資格審査の際に一斉に加算されることで完結しますので、有効期限の概念がありません。

物品供給等に係る事業者については、有効期間を認定書記載の通知日以降2年間としています。競争入札参加資格審査申請の添付書類として有効期間内の認定書の写しを提出することで、審査において評点の加算を受けることができます。

Q 2 4 令和7年度の認定により令和9年度適用建設工事入札参加資格審査において評点の付与を受けることができますか。

A 2 4 建設工事に係る事業者にあつては、令和7年度中の申請（新規・工種の追加に限定）に対する認定結果は、令和8年度適用適用建設工事入札参加資格審査に限って反映されます。

令和9年度の評点付与については、建設工事入札参加資格の定期年審査に合わせて令和8年2月に公表される予定の申請手続によってください。